

令和2年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 令和2年3月13日 午後3時00分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。 去る6日に開会されました、第1回定例会も本日、最終日となりました。
々	ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成 立いたしました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
々	日程第1「委員長報告」を議題と致します。 予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員 長から報告していただきます。3番高良予算特別委員会委員長。
高良予算 特別委員 長	令和2年3月13日。川本町議会議長 飯田 武則 殿。 予算特別委員会 委員長 高良 敏幸。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条 の規定により報告します。 記。 議案番号、「議案第10号」、付託事件名、「令和2年度川本町一般会計予算」、審 査結果、「原案可決」。 「議案第11号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、審査結果、「原 案可決」。 「議案第12号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、審査結果、「原 案可決」。 「議案第13号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、審査結果、「原案 可決」。 「議案第14号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、審査結果、 「原案可決」。 以上でございます。
議 長	以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。
々	ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

それでは、「議案第10号、令和2年度川本町一般会計予算」について討論を行います。

討論はありませんか。

ただいま、反対討論の申し出がありましたので、発言を許可します。1番山口議員。

1番

山口議員

「議案第10号、令和2年度川本町一般会計予算」は、本町の基幹産業である農業の支援、町民の暮らしと福祉、子育ての支援に対して不十分であり、また、中小企業振興条例に基づく具体的な振興策が示されていないなどから、本予算案に対する反対討論を行います。

予算案に対する評価の私の基本的観点は、こ日本国憲法と地方自治法に照らして、町民の基本的人権が守られ、町民の福祉の増進を図る予算案となっているかどうかであります。邑智郡総合事務組合への電気代の過少請求問題において、町民の血税が湯水のごとく扱われる一方で、地方自治法第1条に規定する「住民の健康と福祉を増進し、住民の安全をはかる」ための支出が優先されていない本予算案には賛成できません。以下、施策の主要な点について、意見と要望を述べます。

1. 農業支援について。農業公社廃止後の農業支援体制や町が主体となつての具体的支援策について、何ら新規の対策示されていない旧態依然たる極めて不十分な予算編成です。持続可能な農業経営の実現、価格補償と生産コストをカバーし、稲作・野菜、エゴマ、有機農業等を抜本的に推進する政策を求めます。

2. 中小企業・商工業者支援について。中小企業振興条例をふまえた具体的な実効策を伴う予算措置がありません。中小企業・地元業者の振興にとって、例えば、住宅リフォーム助成制度の創設は、地域循環型経済をめざして、町民の暮らしを改善し、地元業者を利用することにより、仕事興しにもつながるものと考えます。

3. 少子化対応・子育て支援について。こどもの貧困をなくし、子育てを支援し、若年層の定住化を促進する一環として、学校給食費を無償化して、食のセーフティネットである給食の費用の保護者負担の軽減をはかることが必要と考えます。

4. 「非核・平和の町宣言」。米軍機の低空飛行中止の具体的取り組みについて。核兵器のない世界を川本町から発信するとして作成された「非核・平和の町宣言」や、川本の空を我が物顔に低空飛行し、町民に大きな不安を与えている米軍機の飛行中止を訴える看板や垂れ幕等の設置、PR費用等の予算計上が必要と考えます。

5. 財政調整基金の有効活用について。財政調整基金は、町民要求の抑制によって積み立てられた側面を持つ「町民の財産」であることから、過大な積み立ては好ましいものとは言えず、町民の合意による有効活用が求められます。

終わりに、町民の暮らしが大変居なっている時だからこそ、安倍政権の社会保障削減、暮らし圧迫の間違った政治を町政に持ち込むのか、それとも、自治体が立ちほだかって、町民の暮らしと福祉を守る防波堤としての役割を果たすのかが、鋭く問われている今日、町民の命と暮らしを守り、産業の振興をはかる予算の編成を求めて、私の討論を終わります。

- 議長 　　ただいま反対討論がありました。賛成討論の方はおられませんか。
 (「・・・・・・・・」)
- 々 　　討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 　　それでは、これより採決に入ります。
 この採決は「挙手」により行います。
- 々 　　「議案第10号、令和2年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
- 々 　　この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「多数」であります。
- 々 　　よって、「議案第10号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 　　次に、「議案第11号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。
- 々 　　討論はありませんか。
- 々 　　ただいま討論の申し出がありました。発言を許可いたします。
 1番山口議員。
- 1番
 山口議員 「議案第11号、(令和2年度)川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対し、反対討論を行います。「高すぎる国保税は生活を圧迫している」というのが町民の切実な声です。国保制度は、単なる助け合いではなく、町民の命と健康を守るものであり、国民皆保険制度の最後の砦と言える社会保障制度です。
 しかしながら、現在、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負担や過酷な滞納取り立て、受診抑制を引き起こし、住民の生活と健康、命まで脅かすという本末転倒の事態が広がっています。
 更に、来年度の地方税制の改正によって、国保税の課税限度額が毎年のように引き上げられ、61万円から63万円になります。高額所得者とはいえ中間層に一層の重い負担を課することに繋がります。もともと国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。国保は、社会保障制度でありながら、この30年間、全国の市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から24%へと半減しています。全国知事会は、国保への総額1兆円の国庫負担の増額を求めています。国保の構造的な問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革が必要です。昨年度、国保事業の「県単位化」に伴い、本町の国保税は16年ぶりに引き下げられました。しかしながら、本町の所得に占める国保税の割合は依然として高水準で、全国平均の10%、更には協会健保並みの7%台への引き下げが求められます。また、

1 番
山口議員 医療保険制度の中で国保税にだけある仕組みとして均等割があります。子どもが多い世帯ほど、国保税が高くなり、0歳児にも掛かる国保税の均等割を廃止すれば、高すぎる国保税を引き下げられるだけでなく子育て支援にも繋がります。更に、国保税を引き下げて欲しい、この町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。国保税引き下げの財源は、債権保全の徹底などで無駄な財政支出を無くし、近隣自治体と比較して高額な保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰入などで十分に可能です。町民に重い負担を強いる国保税の更なる引き下げを求め、私の討論を終わります。

議 長 ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論の方はおられませんか。
(「・・・・・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第11号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。

々 この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第11号」は、原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、「議案第12号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。

々 討論はありませんか。
ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可いたします。
1番山口議員。

1 番
山口議員 私は、差別と負担増の後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保険制度に戻すことを求める立場から、「議案第12号、(令和2年度)川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年に始まり、国民を年齢で区切り高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法です。

安倍内閣は、後期高齢者制度導入時に設けられた低所得者の保険料を軽減する「特例減税」の一部も打ち切り、「負担増を我慢するのか、それとも医療を受けるのを制限するのか」を迫っています。

一方、老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代よりも低い窓口負担で医療が受けられるようにする財政調整の仕組みです。先日の新聞報道によ

1 番
山口議員 れば、2年に1度改定され今回で6回目の値上げとなる今年度からの1人あたり年間保険料の平均額は、前期比12,067円増の63,526円となっています。いったい、どこまで保険料の引き上げが続くのでしょうか。

医療を老人保険制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療をなくす事ができます。75歳になったとたん家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障がい者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。

後期高齢者医療制度を廃止したうえで、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額をして、窓口負担の軽減を進める事が必要です。

高齢者が安心して必要な医療が受けられるために、後期高齢者医療制度の廃止を求め、私の討論を終わります。

議 長 ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論の方はおられませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々
々 それでは、これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第12号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。

々 この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第12号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々 次に、「議案第13号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について討論を行います。

々 討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々
々 それでは、これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第13号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。

々 この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

議長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第13号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々 次に、「議案第14号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について討論を行います。

々 討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第14号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。

々 この委員長報告のとおり「決定」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第14号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々 以上で「予算特別委員会委員長」の報告を終わります。

々 次に、日程第2「議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第1号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第1号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々 次に、日程第3「議案第2号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第2号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第2号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第4「議案第3号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第3号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第3号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第5「議案第4号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第4号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって、「議案第4号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第6「議案第5号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第5号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第7「議案第6号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第6号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第6号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第8「議案第7号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第5号）」についての件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
ただいま、討論の申し出がありましたので、発言を許可いたします。
1番山口議員。
- 1番 山口議員 「議案第7号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第5号）」に対する、反対討論を行います。

1 番
山口議員

このたび、解決ありきで決着が諮られた邑智郡総合事務組合への電気代の過少請求問題では、数千万円の血税が空費された上、問題調査のため設けられた第三者調査委員会提言の返還請求金額1, 160万円の半額593万円しか得られなかった事は、町民への背信行為にも等しいと考えます。

この問題で明らかになった公金意識の甘さやコスト意識の欠如は、町民にとって看過できない問題であり、町行政の執行者は厳しく責任を問われなければなりません。また、過少請求の疑問が多方面から指摘されていたにも関わらず、長期間にわたって、その疑問と真摯に向き合わず問題を放置していたトップの責任は重大であると考えます。今後、速やかに決着内容を町民へ説明し、理解を得る必要があります。また、この問題で指摘されている組織体制不備の再発防止策や業務改善の取り組み内容を町民に説明する事も重要です。

以上の内容から、本補正予算に盛り込まれている悠邑ふるさと会館管理費実費徴収金の計上は適当ではなく、本補正予算に反対の意思を表明し討論を終わります。

議 長

ただいま、反対討論がありました。賛成討論の方はおられませんか。
(「ありません」の声あり)

々

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第7号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「多数」であります。

々

よって、「議案第7号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々

次に、日程第9「議案第8号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についての件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第8号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第8号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

- 議 長 次に、日程第10「議案第9号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第9号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第9号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第11「議案第15号、債権の放棄について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第15号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第15号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第12「議案第16号、工事請負契約の締結について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第16号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

議 長 よって、「議案第16号」は原案のとおり、「決定」いたしました。

々 ここで、杉本まちづくり推進課長、ご退席をお願いいたします。

(杉本まちづくり推進課長 議場より退席)

議 長 それでは、日程第13「議案第17号、副町長の選任について」の件を議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 野坂町長 「議案第17号、副町長の選任について」。

下記の者を、副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、島根県邑智郡川本町大字川本302番地9。氏名、杉本^{すぎもと}政輝^{まさき}。生年月日、昭和39年1月6日生まれ。令和2年3月13日提出。川本町長 野坂 一弥。

よろしく申し上げます。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第17号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第17号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、杉本まちづくり推進課長、議場への入場をお願いいたします。

(杉本まちづくり推進課長 入場し自席へ着席)

議 長 ここで、暫時休憩いたします。 (午後3時32分)

議 長 　　ただいま、「副町長の選任について」、審議の結果、原案のとおり「同意」されました。それでは、杉本まちづくり推進課長、登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

杉本まち
づくり推
進課長 　　先ほどは、ご同意いただきましてありがとうございます。私は平成3年、本町に採用されて以来、29年、行政の職について参りました。行政の職務は住民ファーストでなければならないという信念を持っております。その為には、その代表である議員の皆さまと協調する事が肝要であると認識をしております。行政全般の職にあたる事につきましては、身の引き締まる思いではありますが、本町のため精一杯、尽力しますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 　　ありがとうございました。

々 　　会議を再開いたします。 (午後3時34分)

々 　　ここで、宇山地域整備課長、ご退席をお願いいたします。

(宇山地域整備課長 議場より退席)

議 長 　　それでは、日程第14「議案第18号、教育委員会教育長の任命について」の件を議題と致します。

　　執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 　　「議案第18号、教育委員会教育長の任命について」。

野坂町長 　　下記の者を、教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

　　記。住所、島根県邑智郡川本町大字川本608番地1。氏名、宇山^{うやま}廣^{ひろ}繁^{しげ}。生年月日、昭和38年10月29日生まれ。令和2年3月13日提出。川本町長 野坂 一弥。よろしくお願い致します。

議 長 　　以上で提案理由の説明を終わります。

々 　　これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 　　これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 　　これより「採決」に入ります。
　　この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第18号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第18号」は原案のとおり、「同意」されました
- 々 ここで、宇山地域整備課長、議場への入場をお願いいたします。
- (宇山地域整備課長 入場し自席へ着席)
- 議 長 ここで、暫時休憩いたします。 (午後3時37分)
- 々 ただいま、「教育長の任命について」、審議の結果、原案のとおり「同意」されました。それでは、宇山地域整備課長、登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。
- 宇山地域
整備課長 先ほどは、満場一致でご同意いただき、誠にありがとうございます。教育行政全般に携わる事になり、責任の重さに身が竦む思いでございます。特に、野坂町長の掲げる次世代を担う人づくりにつつまして、学校教育、社会教育を通じて川本町への愛着と誇りを育む「ふるさと教育」に力を注いでいきたいと考えております。皆さまのご協力を賜りながら、全力を尽くす所存でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
- 々 会議を再開いたします。 (午後3時38分)
- 々 ここで、執行部より追加議案があるとのことであり、議会運営委員(会委員)にて審議していただくため、休憩と致します。執行部の方は、しばらくお待ち下さい。
(午後3時38分)
(議会運営委員会委員 議場より退場し、大会議室へ移動。
委員会で審議終了後、議場へ入場)
- (追加議案議場席へ配布)
- 議 長 会議を再開いたします。 (午後3時44分)
(杉本まちづくり推進課長 議場より退席)
- 々 先ほど、執行部から1件の追加議案が提出され、議会運営委員会にて諮られた結果、追加日程第1として、「議案第19号、川本町固定資産評価員の選任について」を議事日程に追加し、ただちに議題とすることに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
- 々 それでは、追加日程第1「議案第19号、川本町固定資産評価員の選任について」の件を議題といたします。
- 々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。
- 番外 野坂町長 「議案第19号、川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任について」。
下記の者を、川本町固定資産評価委員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。
記。住所、島根県邑智郡川本町大字川本302番地9。氏名、杉本 政輝。生年月日、昭和39年1月6日生まれ。令和2年3月13日提出。川本町長、野坂一弥。
よろしく願いいたします。
- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第19号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第19号」は原案のとおり、「同意」されました
- 々 ここで、杉本まちづくり推進課長、議場への入場をお願いします。
- 々 ここで、暫時休憩といたします。 (午後3時55分)
- (杉本まちづくり推進課長、議場へ入場し、自席へ着座)
- 々 会議を再開いたします。 (午後3時56分)

- 議長 それでは、日程第15「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題といたします。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありましたので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 次に、日程第16「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することに異議は、ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。
- 々 日程第17「町長あいさつ」をお願い致します。番外野坂町長。
- 番外
野坂町長 令和2年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回の議会に提出しました、令和2年度一般会計当初予算案や条例案を始めとする諸議案につきまして、慎重なご審議のうえ、全て原案のとおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施して参ります。今議会では、私の今後の町政運営について多くのご質問やご指摘を頂戴したところであります。川本の素晴らしい自然、歴史・文化、そして活力ある暮らしを守り次世代に繋いでいく事は、町民の皆さま、共通の願いであります。この事の実現に向けて、この度の選挙を通じて訴えました人口減少を始めとする諸課題解決に繋がる施策を、策定予定の次期総合計画にしっかりと反映し実施して参ります。策定にあたりましては、町議会を始めとする町民の皆さま、関係団体^{かわもとまち}などのご意見を十分に伺いながら進めて参りたいと考えております。次世代に繋ぐ、川本町を作り上げるため、私が先頭に立ち、職員と一丸となって全力で取り組んで参ります。議会の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、
閉会にあたりましての、ご挨拶とさせていただきます。誠に、ありがとうございます。
- 議長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。
- 々 以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。
長時間にわたり、慎重審議を受け賜り誠にありがとうございました。
- 々 これをもって、令和2年第1回川本町議会定例会を閉会をいたします。
お疲れ様でした。 (午後3時52分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員